多気町　令和９年度

放課後児童クラブ
入会のしおり

（令和９年４月～令和10年３月 入会分）

令和８年１１月発行

はじめにお読みください

このしおりには、放課後児童クラブの入会手続き、利用方法、利用料等について記載しています。お申込みの前によくお読みください。

◎放課後、保護者が帰宅するまでの長い生活時間を、子どもたちだけで組み立てて過ごすことはなかなか困難です。
放課後児童クラブの目的は、就労等により家庭に保護者のいない児童の安全な居場所を確保し、適切な遊びや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図り、保護者が安心して、仕事と子育ての両立できるよう支援することです。

（問合せ先）

多気町役場　こども課　児童館係（たき児童館）

電話：0598－38－7750

放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業として実施するものです。保護者等が就労等により家庭で保育をすることができない授業の終了後（放課後）、適切な遊びと生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ることを目的としています。

保育内容について

放課後児童クラブでは、子どもたちに安全な生活の場を提供し、一人一人がのびのびと安心して過ごせるよう配慮し、心身の健やかな成長を促すことを目的に、放課後児童支援員等の有資格者による保育を行ないます。

※放課後児童クラブは、「学校教育」、「学習塾」、「スポーツクラブ」、「児童の療育」の一環としての活動ではありませんので、学校や学習塾のような学習指導等は行いません。自由時間に学校や塾などの宿題に取り組むことはできますが、学習室等は設けていません。

保育の場所等について

クラブ名	保育場所	募集人数	対象児童
たき放課後児童クラブ	たき児童館（四疋田 594）	160 名	津田小学校、相可小学校、佐奈小学校、外城田小学校に通う小学 1 年生～6 年生
せいわ放課後児童クラブ	ささゆり苑（朝柄 2889）	40 名	勢和小学校に通う 小学 1 年生～6 年生

※土曜日の保育は、たき児童館にて実施します。

入会期間について

令和９年４月１日　　から　　令和１０年３月３１日まで

１.放課後児童クラブ入会要件

多気町内の小学校に就学する児童で、保護者の就労等により、放課後、自宅に帰宅しても保護者やその他の家族による保護・育成が受けられない家庭の小学生。

項　　目	内　　容	利用期間
就労	雇用されている者、自営業または専従者、日々農業や内職に従事している者	職務や農業・内職に従事する期間
就学	各種学校へ通学しているもの	通学に必要な期間
技能訓練	失業中の者で、ハローワークの受講指示書に基づいて、通学しているもの	受講指示に従った期間
母の出産	出産月を含まず、 出産前２か月・出産後２か月に限る	産前産後の安静を要する期間
保護者の疾病	医師の診断により安静を要する者	安静を要する期間
保護者の障害	身体障害者手帳を所持する者及び同程度と判断できる者	障害により保育を必要とする期間
介護または看護	家族入院の付き添いや自宅での介護をしている者	介護又は看護に要する期間
その他 （家庭の特殊事情）	上記以外の特殊事情	特殊事情により保育を必要とする期間

上記に該当していても、定員を超えている場合は、入会待ちになります。

※就労については、原則、放課後の時間帯の勤務実態が必要です。

※農業は、生計を立てるための従事に限ります。手伝い・家庭菜園は対象となりません。

※発達がゆっくりであったり、慢性疾患や障がいのあるお子さんで、介助が必要な場合や特別な配慮が必要な場合は、申込み時（児童状況票に記入の上）放課後児童クラブにご相談ください。

※食物アレルギー等、おやつ等に注意が必要な場合も申込時（児童状況票に記入の上）放課後児童クラブにご相談ください。（栄養士が同席させていただく場合があります）

2.入会手続き（令和９年４月入会の場合）

（1）手続きの流れ

①申請書類の用意（たき児童館、せいわ放課後児童クラブ、こども課、勢和振興事務所にあります）

②申請書類を **たき児童館、せいわ放課後児童クラブ、または こども課** へ提出（１１／３０まで）

⇩ 【審査・決定】入会決定通知の送付（1月下旬）

③入会決定通知に同封の以下の書類を記入し、たき児童館へ提出。

1.緊急連絡カード　2. .除去食依頼書　3.与薬指示書

【新規・継続入会者】→ 令和９年２月下旬まで

④入会説明会（３月上旬　１９時～）

放課後児童クラブの保育内容や準備物、学校からのバスの乗り方などについての説明会を開催します。学年を問わず、初めて放課後児童クラブを利用される方は出席してください。（兄弟姉妹がすでに入会している場合、出席の必要はありません）

注意事項

✧ **入会選考における優先順位について**

申込数が定員を超えた場合、家庭状況票及び就労証明書等をもとに入会の必要性を審査し、入会及び入会待ちを決定します。次に該当する場合（ひとり親家庭、低学年児童、要保護世帯等）は入会が優先されます。

✧ 放課後児童クラブを利用している児童は、年度末をもって全員退会となり、**次年度も放課後児童クラブを利用する場合は、新たに入会申込が必要です。**

✧ **長期休暇時（春、夏、冬休み）だけの利用の申込みは受け付けていません。**

✧ 保護者の一時的な外出や預かり保育は行っていません。ファミリーサポート等をご利用ください。（P.13 参照）

✧ 前年度までに放課後児童クラブ保育料に未納がある方は、完納してからの利用となります。

（2）入会申込期間

◆新年度の入会（令和９年４月からの利用）

【申請期間】　**令和８年１１月３０日（月）まで**

※１１月３０日以降も随時申請は受け付けますが、定員の状況等により、入会をお待ちいただく場合があります。

※就労証明書等の提出が遅れる場合は、申込時にご相談ください。
（書類の審査が完了できない場合は、入会が延期される場合があります）

◆年度途中の入会（令和９年５月以降の利用）

【申請期間】

利用希望月の前月の１０日まで（例：５月からの場合は、４月１０日まで）

（3）申込方法

「入会申込書類」に必要事項を記入のうえ、たき児童館、せいわ放課後児童クラブまたはこども課へ提出してください。

（4）申込書類 配布場所

たき児童館、せいわ放課後児童クラブ、こども課、勢和振興事務所

※多気町ホームページ（https://www.town.taki.mie.jp/）からもダウンロードできます。

（5）入会申込みに必要な書類について

① 放課後児童クラブ入会 申込書
② 家庭状況票
③ 児童状況票
④ 土曜日・延長・早朝保育利用 申込書（利用される方のみ）
⑤ 保育を必要とする状況を確認できる書類（※）

- 働いている場合　・・・　就労証明書（所定様式）又は雇用決定通知書の写し
- 病気の場合　・・・　医師の診断書
- 病人の介護・看護の場合　・・・　医師の診断書（介護・看護スケジュール表等）
 看護・介護・付添状況申告書
- 就学の場合　・・・　在学証明書・授業のカリキュラムの写し
- 出産の場合　・・・　母子手帳の写し

※保護者及び同居家族（敷地内同居含む、65歳未満の方）について、⑤の書類が必要になります。

- 申込において、審査に必要な上記以外の書類の提出を求める場合もあります。
- 提出した申込書類の内容に変更が生じたときは、速やかに届け出てください。

★自営業の方の就労証明について

・株式会社等、法人化されている場合は法人として就労証明書を発行してください。追加書類は不要です。

・法人化していない個人事業主の場合はご自身でご記入の上、開業届の写しまたは最新の確定申告書の写しを添付してください。民生委員の証明を受ける場合は、専用の欄のある就労証明書をお渡ししますのでお申し出ください。

3. 入会の選考及び決定について

書類審査等により選考のうえ、入会決定の結果を通知します。

（決定の通知は1月下旬の予定です）

【入会の取消しについて】

■入会が決定された場合であっても、次に該当するときは入会が取消しになることがあります。

・児童が集団生活に適さないと認められたとき、あるいは事業の運営上支障があると認められるとき。（入会後であっても退会していただくことがあります）

・事実と異なる申告、証明書を提出された場合や入会の要件を満たさない事が判明したとき。

■入会決定後に事情により入会を取りやめる場合は、速やかに「**入会申込取下げ届**」を提出してください。

4. ４月以降の退会・変更の手続き等について

（1）退会について

利用をやめる場合は、「放課後児童クラブ退会届」を前月の２０日までに提出してください。

なお、月の途中で退会されても利用料の日割り計算は行いません。

（2）登録内容の変更について

利用予定、保護者の勤務先、勤務時間、住所、氏名、緊急連絡先等申請時の内容に変更があった場合は、速やかにお知らせください。

勤務先が変更になりましたら、就労証明等を再度提出してください。

※ 次の事項に該当するときは、退会していただくことがあります。

・家庭状況の変更により、入会の対象となる基準に合致しなくなった場合

・他の入会児童に危害等を与える恐れがあると認められた場合

・理由なく１週間を超えて（連続して）登所しない日があった場合

留意事項について

・保育終了後のお迎えについては保護者の責任になります。家族（18歳以上）の迎えが出来ない方については、原則として入会できません。

※ファミリーサポート制度等による家族以外に依頼された第三者の迎えの場合は入会できます。
※ただし、ファミリーサポート以外の第三者など迎えについては、事前に連絡がない限り、引き渡しはできません。

・放課後児童クラブでは、長期休業中や短縮授業期間で学校給食のない時などに、昼食等の食事の用意はできませんので、各自で昼食（お弁当等）を用意してください。

※熱中症予防等のため麦茶は用意していますが、基本は各自で水筒を用意してください。

・放課後児童クラブの活動中の事故については、学校の災害共済給付金は適用になりません。施設内では指導員が注意して見守りますが、思わぬ事故に対応するため安全保険に加入していただきます。保険料は年会費に含まれています。

・放課後児童クラブは、保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童を対象として開設しています。放課後児童クラブの利用にあたっては、保護者の勤務時間に沿って利用していただき、保護者が休み等により自宅にいる場合は、放課後児童クラブに預けることなく、家庭で過ごしてください。

【新１年生における４月の保育について】

新１年生の年度当初（４月の入学式前の春休み期間中）の利用については、小学校生活のスタートによるお子さんの負担を考え、入学式以降からの利用をおすすめしています。

ただし、保護者の就労時間や近隣の親族等の協力が得られないなどの場合は、４月１日から入学式までの春休み期間中も利用していただけます。（保育料に加算あり）

また、早朝保育、延長保育、土曜日保育についても、必要に応じて利用していただけます。

お子さんにも、保育園との違いや、必要性などをよく話したうえで、申し込んでください。

入会前に見学していただくことも可能です。見学を希望される方はたき児童館に事前に連絡をお願いします。

5.保育料について

【年会費】　児童１人につき　年額２，０００円　（保険料など）

【保育料】　児童１人につき　月額６，０００円

※長期休暇中の保育料は、夏休み５，０００円、春冬休み各3，000円　が加算されます

春休みの保育料について

※令和８年４月から新規入会する児童で、春休み期間（4/1～入学式・始業式）において保育を希望する場合は、４月分保育料に、年会費2,000円と【学年始春休み分】1,500円を加算します。

※年度末の春休みの保育料加算分につきましては、３月保育料に【学年末分】として 1,500円を加算し、徴収させていただきます。

保育内容により、下記の保育料が別途かかります。（事前申請が必要です）

【土曜日保育料】	月額	２，０００円
【 延長 保育料】	月額	30分毎に５００円
【 早朝 保育料】	月額	30分毎に５００円



- 保育料にはおやつ代が含まれます。
- 保育料は１ヶ月の利用日数にかかわらず、定額になります。（日割りしません）
- 土曜日・延長・早朝保育については事前申請が必要になります。利用される場合、各保育料は１ヶ月の利用日数にかかわらず、定額になります。（日割りしません）
- 保育料の他、教材、教具等の必要経費は、保護者の実費負担となります。
- 保育料、年会費等は、口座振替にて納付していただきます。（振替日は毎月末日です）
- 前月20日までに「退会届」や土曜日・延長・早朝保育については「取下げ届」の提出がない場合は、在籍扱いとなり保育料がかかりますのでご注意ください。
- 保育料の支払いが困難になったときは、児童館へ相談してください。

【保育料の減額等について】

次の場合、保育料を減額することができます。（別途「減免申請書」の提出が必要です）

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けているとき
- ひとり親家庭で、児童扶養手当を受給しているとき（支給停止の場合は除く）
- 災害にあったとき　等

※ 保育料の減額は、原則として、届出日の翌月からとなります。

6.保育時間

（1）開　所

学校行事、天候などに応じて保育時間の変更があります。
長期休暇期間とは、夏休み、冬休み、春休みのことをいいます。

平　日（月から金）	放課後から午後６時まで 延長保育：午後７時まで（申請が必要）
土曜日	午前８時から午後６時まで（申請が必要） 早朝、延長保育はありません ※土曜日保育は、たき児童館にて行います。
長期休暇期間（月から金）	午前８時から午後6時まで 早朝保育：午前７時から（申請が必要） 延長保育：午後７時まで（申請が必要）
長期休暇期間（土曜日）	午前８時から午後６時まで 早朝、延長保育はありません
学校行事による振替休業日 （運動会・文化祭などの行事や修学旅行の代休日）	午前８時から午後６時まで 早朝保育：午前７時から（申請が必要） 延長保育：午後７時まで（申請が必要）

（2）閉　所

日曜日 ・ 国民の祝日 ・ 年末年始（１２月２９日～１月３日）
台風等の荒天および地震発生の場合
その他、町長が特に必要と認めた場合

保育時間、保育料の早見表（令和９年度）

	平　日		土曜日（長期休暇中を含む）	保育料
	学校のある日	長期休暇中、振替休日など		
保育時間	放課後から １８時まで	８時から １８時まで	８時から １８時まで	月　額　6,000円 夏休み　+5,000円 冬休み　+3,000円 春休み　+3,000円 （4月1,500円 3月1,500円）
延長保育 （事前申請）	１９時まで	１９時まで	―	月額 30分毎　500円 （最大1,000円）
早朝保育 （事前申請）	―	７時から	―	月額 30分毎　500円 （最大1,000円）
登所手段	たき放課後児童クラブ → 専用バス せいわ放課後児童クラブ → 徒歩	保護者	保護者	その他の費用
降所手段	保護者	保護者	保護者	年会費　2,000円
昼食	―	弁当持参	弁当持参	

※土曜日保育　…　保育料　月額２，０００円（事前申請）

7.送迎について

（1）学校のある日

たき放課後児童クラブ

- 下校時に学校から専用バスで、放課後児童クラブへ登所します。
- 退所は、保護者が放課後児童クラブまでお迎えに来てください。

せいわ放課後児童クラブ

- 学校から徒歩で、放課後児童クラブへ登所します。
- 退所は、保護者が放課後児童クラブまでお迎えに来てください。

（共通事項）

〇各学校と連携し、当日の放課後児童クラブ利用者と下校時間を把握していますので、放課後児童クラブを欠席される場合は、原則として当日の午前中に連絡してください。

〇急遽保護者が学校に直接お迎えに行く場合は、速やかに連絡してください。

〇学校を早退、欠席した場合も、放課後児童クラブへの欠席連絡が必要です。

（2）学校のない日　　※長期休暇期間、土曜日など

- 保護者による送迎となります。

（共通事項）

〇利用時間を厳守してください。

〇予定の時間内に送迎できない場合や、緊急事態により閉所時刻に迎えに来れない場合は、必ず連絡してください。

〇土曜日保育は、たき児童館にて行いますので、児童館までの送迎をお願いします。

8.その他

入会後の連絡方法　及び　各種届出について

※詳しくは、入会決定後にご案内します。

- 利用予定当日に、急病等で欠席又は早退するときは、必ず保護者の方が学校と放課後児童クラブに直接連絡してください。
- 放課後児童クラブでの連絡事項等は、コドモン（アプリ）を使用して連絡します。保護者が必ず確認してください。
- お子さんが発熱、けがをしたときは、保護者に連絡しますので、必ず連絡がとれるようにしてください。
- 薬は原則としてお預かりできません。与薬が必要な場合は、別途「薬についてのお願い」の連絡票を提出してください。

【災害発生時などによる緊急時の保育について】

登校前から臨時休校となった場合

各学校が、午前7時に台風などの荒天や地震等の災害発生により臨時休校となった場合は、原則として放課後児童クラブは閉所します。

学校で授業時間中の場合

各学校が、台風などの荒天や地震等の災害発生により急遽児童の保護者引渡しを実施した場合、原則として放課後児童クラブは閉所します。

放課後児童クラブ開所中の場合

（荒天）放課後児童クラブの開所中に暴風（雪）警報が発令された場合は、保護者の方に連絡します。できる限り速やかにお迎えをお願いします。

（地震）震度４以下の地震が発生した場合は、被害の状況に合わせて保護者の方に連絡します。放課後児童クラブや周辺の被災状況によりお迎えをお願いすることもあります。

震度５弱以上の地震が発生した場合は、速やかにお迎えをお願いします。

【感染症（新型コロナ・インフルエンザ等）の発生時による保育について】

感染症（コロナ・インフルエンザ等）の感染防止を目的とした学校閉鎖の場合、対象学校の児童については登所できません。また、学級閉鎖の場合は、対象学級の児童も登所できません。

※感染症による学級閉鎖の緊急下校時においても放課後児童クラブには登所できません。

9.児童クラブでの生活について

児童の登所時間、出席人数、天候、体調などに配慮した上で、放課後児童クラブでの生活を計画し、保護者のお迎えまで保育を実施します。

【平日の過ごし方例】

下校（学校で点呼）→ 送迎バスにて放課後児童クラブへ登所 → 登所の確認 → おやつ → 自由時間（宿題、外遊びや室内で遊ぶ）

※せいわキッズは支援員とともに学校から徒歩での登所になります。

【長期休暇期間（夏休み）の例】

登所 → 学習時間（午前） → 自由時間 → 昼食 → 学習時間（午後） → 自由時間 → おやつ → 自由時間

10.《準備物、服装について》

詳しくは入会決定後にご案内します。

共　通

① ハンカチ、ティッシュ、汗拭きタオル、帽子、コップ（袋）、着替え（季節に合わせて上下の服一式、靴下・下着等）

② 外用運動靴（たき放課後児童クラブのみ）

登所時は通学用と兼用でかまいませんが、グランド用の出口は別になっていますので、室内の汚れの防止や、避難時の便宜上、別に用意をお願いします。室内は、カーペット敷ですので、上靴はいりません。

③ クラブ室の個人ロッカーに、ランドセル・水筒、個人専用の道具箱（各辺３５㎝以内）、文具類を置くことができます。

④ 家庭や学校から、菓子（遠足時の残りは別）、お金、玩具、生き物など、放課後児童クラブからの許可がない物は持込みを禁止しています。

⑤ すべての持ち物に、はっきりとフルネームで名前をつけてください。（靴、傘等）

11.服装について

- 平日は、学校の登校時の服装で登所します。着替える必要はありません。
- 長期休暇中も、外遊びもできるような過ごしやすい服装にしてください。
- 汚れた時や汗をかいた時に着替える場合があります。ひとりで脱ぎ着できる服装で登所し、動きやすい服装を選んでください（汚れた着替えはお持ち帰りいただきます）。

その他の子育て支援サービス

ファミリー・サポート・センター

日曜祝日などで学校が休み、仕事の都合で学校、児童クラブなどへの送迎ができない場合や病院へ通うときなど育児のサポートを行います。

子育てのお手伝いをしたい「援助会員」、手助けをしてほしい「依頼会員」、その両方の「両方会員」で組織され、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動です。

※ファミリー・サポート・センターとは、保育施設ではなく、会員組織（有償ボランティア）のことです。

多気町　ファミリー・サポート・センター

問い合わせ先　　子育て総合支援室（たき児童館内）　☎ 0598-38-7750

病児・病後児保育

いまだ病気の回復期にいたらない場合や病気の回復期にあたって集団保育を受けることが困難な場合は、一時的にお預かりする保育を実施しています。

委託先　：①総合託児施設「アリス」（松阪市大足町 671-2）
　　おおはし小児科併設　　☎ 0598-21-7722
　②病児・病後児保育施設「ミー」（松阪市上川町 2194-3）
　　安田小児科内科併設　　☎ 0598-22-8832
対象児童：町内に在住の乳幼児及び小学校６年生以下の児童
利用方法：原則として、事前登録が必要です。（保育料　日額一人２，０００円）
　　登録申請用紙に必要事項を記入してこども課へお申込みください。

問い合わせ先　　多気町　こども課　　☎ 0598-38-1154